

令和2年度第5回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和2年10月12日（月） ハローワーク和歌山3階大会議室	午前10時00分から 午前10時15分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席4名	定数5名
	労働者を代表する委員	出席4名	定数5名
	使用者を代表する委員	出席5名	定数5名

○会長

ただ今から、第5回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。
事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告願います。

○事務局（嶋本）

委員15名中、公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員5名が出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、傍聴公示を行っていたところ、傍聴希望者はなかったことを報告いたします。

併せて、お配りしている資料ですが、資料番号1に特定最低賃金の改正決定の申出書の写し、資料番号2として申出に関する形式的要件の審査結果をお配りしております。中身につきましてはこの後、ご説明いたします。以上です。

○会長

それでは、議題に入ります。早速ですが、特定最低賃金の改正の必要性の有無について、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の申出書が提出されたということですので、労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

〈労働局長は諮問文を朗読し会長に手渡し〉

○会長

それでは、事務局のほうから諮問文についての説明をお願いします。

事務局（嶋本）

御説明いたします。あらかじめ机上に諮問文の写しを配布させていただいておりますので、御参照いただけたらと思います。

特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づき、その決定、改正、廃止を行おうとする産業に従事する労働者又は使用者からの申出によって労働局長が決定等を行うこととなっております。

今回、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の申出がございましたので、資料番号1がその申出書の写しになっておりますので、御確認いただけたらと思います。資料番号2として、申出の要件に関する審査結果を添付しております。

和歌山県内で当該産業に従事する基幹的労働者2,392名に対して、労使協定の対象者1,243名と個別の合意による397名を合わせて1,640名、全体の約68.6パーセントからの申出となります。

従いまして、特定最低賃金の運用方針の中で定められた、一定地域内で該当業種に使用される労働者のおおむね3分の1以上からの申出であるという要件を満たしております。

申出書の原本は事務局にございますので、御要望があれば、こちらの方で用意しておりますので確認いただくことが出来ますので、お申しつけください。

当審議会におきましては、改正の必要性の有無につきまして、従来から審議会の運営規程第3条に基づく特別小委員会を設けて検討していただいております。すでに鉄鋼業最低賃金等の必要性審議のための特別小委員会を立ち上げていただいたところです。今回の百貨店、総合スーパーの改正の必要性の審議についてもご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

○会長

ただ今、諮問を受けましたが、何か御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

<意見なし>

改正の必要性の審議については、今年度、鉄鋼業の改正の必要性の審議と各種食料品小売業を含む新設の必要性審議を、特別小委員会を設置して行ってお

りますが、この特別小委員会において、再度、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の必要性について審議することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

特に異議はございませんか。小委員会で審議するということで。

〈異議なし〉

特に異議はないということなので、それでは今後、特別小委員において改正の必要性について審議をしていただいて、その後の本審において報告をいただきたいと思います。その結果を踏まえて、審議会から局長へ必要性の有無を答申したいと考えております。

それでよろしいでしょうか。異議ございませんか。

〈異議なし〉

それではそのように進めていただきたいと思います。特別小委員会の日程については事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

次回の本審ということで10月27日午後2時からということで、すでに案内させていただいているかと思います。

特別小委員会の日程につきましては、ぎりぎりの日程で申し訳ないのですが、10月26日午後1時30分からの開催ということで御提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○会長

今後の日程として、10月26日午後1時30分から特別小委員会。それから10月27日午後2時から本審ということですが、それでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

最後の議題、その他何かありますでしょうか。特にございませんか。

○事務局（嶋本）

事務局から連絡させていただきたいのですが、次回10月27日の本審について、すでに文書で送らせていただいているかと思うのですが、本日と同様にハローワーク和歌山での開催と案内させていただいていたかと思いますが、場所を変更させていただいて、和歌山労働局の6階での開催とさせていただきたく思いますので、恐れ入りますが、会場の変更につきまして、よろしく願いいたします。

それと特別小委員会も労働局3階での開催予定と考えております。その旨よろしく願いいたします。

○会長

特別小委員会の委員の皆様、ただ今のとおりですので、よろしく願いします。

それでは、他に特に議題はないようですので、以上をもちまして本日の会議は終了させていただきます。



和労発基 1012 第 1 号
令和 2 年 10 月 12 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山 信彦 殿

和歌山労働局長
池田 真澄

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 9 月 11 日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 田中博景から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金
（平成 20 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）